

監査公表第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市民生活部〔環境課（水環境保全対策室）、敦賀斎苑、市民防災課、生活安全課、廃棄物対策課、清掃センター、衛生処理場、市民課〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成23年1月27日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	木	下	章

市民生活部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成22年12月20日（月）

2 監査の対象

市民生活部

環境課（水環境保全対策室）、敦賀斎苑、市民防災課、生活安全課、
廃棄物対策課、清掃センター、衛生処理場、市民課（以下「各課等」
という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ
関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われてい
るか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

補助金の交付を受けている団体において、出納閉鎖期までに実績報告書を
提出していない団体があるため、提出期日を厳守するよう所管課（生活安全
課）の指導が必要である。

なお、各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われ
ているものと認められた。

5 各課等の予算執行状況は別表1～7のとおりである。（別表省略）